

令和 7 年度充電設備普及促進事業（車両同時事後申請）
申請時チェックリスト

No. 提出書類一覧	チェック欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
全ての申請者が必要な書類		
1 申請時チェックリスト	☐	提出する書類全てのチェック欄にチェックがあること。 ※当チェックリストも提出が必須です。
2 助成金交付申請書（第 1 号様式） ※電子申請フォームへ入力	☐	作成日を記載すること。
	☐	申請者の住所、名称、代表者役職及び氏名が、本人確認書類の内容と一致していること。
	☐	記載項目、チェック項目に抜け漏れが無いこと。
3 誓約書（第 2 号様式） ※電子申請フォームへ入力	☐	誓約事項を一読し、該当項目にチェックを入れること。
4 事業実施計画書（第 3 号様式） ※電子申請フォームへ入力	☐	充電設備の所有者が申請者であること。
	☐	充電設備は次世代自動車振興センターが交付対象設備として承認したものであること。
	☐	充電設備の「メーカー名、型式、購入価格、基数」が請求書の内容と一致していること。
	☐	（A）国補助上限額が次世代自動車振興センターが定めている補助対象充電設備型式一覧表、または補助対象V2H充放電設備一覧の金額と一致していること。
申請者確認書類 ※No.6～8のいずれか該当する書類を提出		
法人が申請者の場合		
5 会社謄本	☐	現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書を提出すること。 ※管理組合法人の場合は履歴事項全部証明書を提出すること。
	☐	3 か月以内に発行されたものであること。
	☐	登記情報提供サービスで取得したものではないこと。
個人事業主が申請者の場合		
6 身分証	☐	下記（１）～（６）のいずれかを提出すること。 ※住所の記載がない健康保険証や、申請者の住所と異なる住所が記載された運転免許証等は、本人確認書類としては認められません。
	☐	（１）運転免許証 ・両面が確認できるもの ・有効期限内のもの
	☐	（２）印鑑登録証明書 ・3 か月以内に発行されたもの
	☐	（３）住民票の写し ・マイナンバーが記載されていないか黒塗りされてあるもの ・3 か月以内に発行されたもの
	☐	（４）パスポート ・氏名と住所が確認できるもの ・有効期限内のもの ・令和 2 年 2 月 3 日以前に発行されたもの
	☐	（５）健康保険証 ・氏名と住所が確認できるもの ・有効期限内のもの
	☐	（６）住民基本台帳 ・氏名と住所が確認できるもの ・有効期限内のもの
7 発注書または工事請負契約書	☐	発注者は申請者であること。
	☐	発注日（契約締結日）が令和 7 年 4 月 1 日以降であること。
	☐	充電設備のメーカー名、型式、数量が記載されていること。
	☐	設置場所の名称または住所が記載されていること。
8 請求書	☐	助成対象経費の根拠となる請求書を提出すること。

申請時チェックリスト

No. 提出書類一覧	チェック欄	確認内容
		※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
	☐	宛先が申請者であること。
	☐	発行元の社名、住所、連絡先（電話番号）が記載されていること。
	☐	設置場所の名称または住所が記載されていること。
	☐	発行日が令和7年4月1日から領収日までの間であること。
	☐	公社が認める支払方法（現金・銀行振込・小切手・手形）の記載があること。
	☐	充電設備の設置に係る工事等全額の請求書であること（助成対象外経費も含む。ただし、充電設備の設置に係る内容は切り分けること。）。
	☐	設置する充電設備の本体価格（税抜）の記載があること。
9 領収書	☐	発行者が発注先及び請求元と一致していること。
	☐	宛先が申請者であること。
	☐	発行日（領収日）が請求日から申請日までの間であること。
	☐	請求金額全額に対応する領収書を提出すること。
10 要部写真	☐	【充電スペース】充電スペース全景が確認できること。
	☐	【充電設備本体の設置場所】充電設備本体（別体の課金機等含む）及び基礎の設置が確認できること。
	☐	【充電設備の稼働が確認できる写真】充電設備の稼働（充電が可能な状態であること）が確認できること ※竣工検査等の写真（通電を確認できるもの）、充電設備本体が“充電中”のランプ表示（液晶表示等）になっている写真等
	☐	【案内板の設置場所】入口に設置した案内板の設置場所が確認できること。（公道の上下線から撮影すること。）
	☐	【共通】障害物（駐車車両、人物、残置物等）がないように撮影されていること。
	☐	【共通】鮮明なカラー写真であること。
	☐	【共通】インターネット等で取得した写真ではないこと。
	☐	【共通】ファイル形式はJPG、PNG、JPEGまたはPDFにすること。
11 銘板写真	☐	充電設備（別体の課金機等含む）全ての型式・製造番号の表示が欠けず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるものであること。
	☐	鮮明なカラー写真であること。
	☐	ファイル形式はJPG、PNG、JPEGまたはPDFにすること。
12 助成対象設備（充電設備）の保証書	☐	メーカー発行のものであること。
	☐	銘板写真の型式、製造番号と照合できるものであること（保証書の製造番号は手書き可）。
	☐	設置場所の名称または住所が記載されていること。
	☐	保証開始日が令和7年4月1日から申請日の間であること。
	☐	代替書類として出荷証明書等を提出する場合も上記確認内容を満たすものであること。
13 購入車両の自動車検査証記録事項 ※電子車検証不可	☐	所有者や申請者の住所が確認できること。
	☐	所有者が法人名義であること。
	☐	使用の本拠の位置が確認できること（充電設備の設置場所と同一の住所であること）。
	☐	電気自動車等の普及促進事業に申請した車台番号と一致すること。

申請時チェックリスト

No. 提出書類一覧	チェック欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
	☐	ファイル形式はJPG、PNG、JPEGまたはPDFにすること。
14 助成金振込口座確認資料	☐	金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（カタカナ）が読み取れる内容であること。 ※当座預金で通帳がない場合は、当座預金勘定証明書等の写しを提出すること。 ※インターネットバンキング等で通帳がない場合は、口座情報画面の写しを提出すること。
15 設置場所見取図・平面図（1枚にまとめたものも可） ※公社HP（下記URL参照）に掲載されている“図面作成例”を参照すること 【充電設備普及促進事業（事業用）】 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/biz-evcharge	☐	左記HPに掲載している『図面作成例（設置場所見取図及び平面図）』の記載内容を満たしていること。
	☐	設置場所の名称、図面名称（設置場所見取図・平面図）、作成者、作成日（令和7年4月1日から申請日までの日付）、縮尺の記載があること。
	☐	申請するものはカラーで示すこと。
	☐	A3サイズのカラーで表示されていること。
	☐	充電スペースの位置、寸法（幅、奥行き）を示すこと。
	☐	設置場所周辺の道路や建物等との位置関係がわかること。
	☐	充電設備の位置と基礎設置の場合は基礎の寸法（幅・奥行き・高さ）を示すこと。
	☐	付帯設備（防護用部材、ライン引き、路面標示等）の位置と仕様を示すこと。
	☐	充電設備の配線の接続先（開閉器盤、キュービクル又は引込取付点）を示すこと。
	☐	道路から充電スペースへの出入口が記載されていること。
	☐	出入口に面する道路の名称を記載すること。 ※公共用は「公道」、非公共用は「道路」の記載でも可。
	☐	公共用の場合は、案内板の位置および公道に対する向きを示すこと。
	☐	公共用の場合は、案内板の設置方法（ポール、壁付等）、仕様（片面／両面、寸法）、デザインを示すこと。
利益等排除に該当する場合		
※手引きを参照し、以下より該当する書類を提出すること		
16 製造原価明細	☐	製造原価を証する書類かつ製造原価を証明する明細書
17 決算報告書	☐	調達先の直近年度の単独の決算報告書
18 持株比率資料	☐	持株比率が記載された資料（直近年度の単独の決算報告書等）
リース契約の場合		
19 リースの使用者（契約者）の本人確認書類	☐	※申請者確認書類に準ずる。申請者確認書類の項目を参照すること。
20 リース契約書およびリース計算書	☐	賃貸人、賃借人双方の署名捺印があること。
	☐	契約締結日が令和7年4月1日から申請日までの日付であること。
	☐	賃貸人が申請者であること。
	☐	充電設備のメーカー名、型式、数量、製造番号またはシリアル番号、設置場所の名称または住所が記載されていること。
	☐	リース料金の月額および総額が記載されていること。
	☐	リース期間が処分制限期間（5年間）以上であること。
	☐	リース料金に助成金相当額が充当（減額）されていること。
月極駐車場に設置する場合		

申請時チェックリスト

No. 提出書類一覧	チェック欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
21 月極駐車場の賃貸借契約書	☐	設置場所の名称または住所が記載されていること。
	☐	個人情報が含まれている場合は必要に応じてマスキングすること。
	☐	1箇月単位以上の契約（月額賃料等）であることが記載されていること。
個人宅と事務所等を兼ねている建物に設置する場合		
22 電力契約を証する書類（電力会社発行の請求書等）	☐	設置場所となる事務所と個人宅それぞれの電力契約書類を提出すること。
	☐	事務所等部分と個人宅で別々に契約していることが確認できること。
	☐	契約先が充電設備の設置場所であること。
23 建物の謄本	☐	設置場所建物の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）を提出すること。
	☐	申請日時点で3か月以内に発行されたものであること。
	☐	登記情報提供サービスで取得したものではないこと。
公社から提出を求められた場合		
24 その他公社が必要と認める書類	☐	公社から求められた内容の書類を提出すること。